

PFHxS の水質環境基準体系における 要調査項目への位置づけ



2021年2月26日に環境省で、「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会環境基準健康項目専門委員会(第19回)」が開催されました。本専門委員会では、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(以下、PFHxS)の水質環境基準体系における位置づけについて審議がありました。その結果、PFHxSについては「要調査項目」として位置付け、有害性に関する科学的知見の集積を行うとともに、水環境中からの存在状況について引き続き知見の集積を図る必要があるとされました。

その理由としては、PFHxSについて、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の次回以降の締約国会議において附属書Aへの追加が勧告されることになってはいますが、現状ではWHOにおいて飲料水水質ガイドライン値は設定されておらず、国際的に見てもPFHxSの有害性に関する科学的知見が十分に得られているとは言い難い状況であり、要監視項目へ位置付けるための判断に必要な情報が十分にあるとは言えないためです。

一方、PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質は過去に国内において製造・輸入されていた可能性があり、国内で実施されたPFHxSの水質調査結果においても、水環境中からPFHxSの検出が広範囲に確認されています。

以上のことから、PFHxSについては「要調査項目」としての位置づけになりました。

当社では、PFOS、PFOAの分析を行っております。お気軽に、お問合せ下さい。

資料 [2021年2月26日付 環境省 環境基準健康項目専門委員会\(第19回\)資料](#)

分析技術箇所 長谷川知草

